

# はじまります、「無期転換ルール」

無期労働契約への申込権が本格的に発生する平成30年4月まで、いよいよ残りわずか。

## 無期転換ルール・有期雇用特措法 に関する相談会

相談会への参加は、「**事前に申し込みが必要**」です。

詳細は、静岡労働局 雇用環境・均等室「無期転換」若しくは「有期特措法」担当（TEL 054-252-5310）までお問い合わせください。

相談会名	開催日時	場所	定員	内容
東部地域 相談会	12月8日（金） 13:00～16:30	三島労働基準監督署 会議室	30社程度	企業向け労働契約法第18条「無期転換ルール」導入、「有期雇用特措法」申請についての相談が出来ます。
	2月9日（金） 13:00～16:30	三島労働基準監督署 会議室	30社程度	
西部地域 相談会	12月15日（金） 13:00～16:30	浜松労働基準監督署 会議室	30社程度	
	2月16日（金） 13:00～16:30	浜松労働基準監督署 会議室	30社程度	

常時相談窓口		
相談窓口	相談時間	内容
静岡労働局 5階 雇用環境・均等室 TEL054-252-5310	開庁日 9:30～16:00	企業向け労働契約法第18条「無期転換ルール」導入、「有期雇用特措法」申請について来庁されての相談、及び、電話相談が出来ます。

### 注意事項

- ※ 会場等の都合により、相談希望の場合は事前にFAXか郵便で「申込書」を提出して下さい。
- ※ FAXが送れない場合や、直前での申し込みなどの場合は電話で申し込みも可能ですが、申込みの重複等防止の為に可能な限りFAX等での申し込みにご協力ください。
- ※ 申込みについては先着順で対応させていただきます。
- ※ 申し込み後に開始時刻について連絡させていただきますが、連絡時期については開催日半月程度前若しくは定員になり次第順次連絡をさせていただきます。
- ※ 相談時間は30分から1時間程度を見込んでいますが、申し込み状況に応じて相談時間が制限される可能性がありますのでご了承ください。
- ※ 訪問コンサルティングや企業団体等において説明（研修）会などで講師等派遣を希望される場合は、「申込書」若しくは「コンサルティング申込書」等をFAX等で頂いた上で、後ほど担当より連絡をさせていただきます。なお、訪問コンサルティングや企業団体等において説明（研

修) 会などの講師等派遣については利用状況等によりご希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。

※ 「申込書」「コンサルティング申込書」は静岡労働局 HP にて確認ください。

労働者向け相談窓口は直接来庁若しくは電話での相談も可能です。

労働者向け相談窓口		
相談窓口	相談時間	内容
静岡労働局 5 階 雇用環境・均等室 Tel054-252-5310	開庁日 9:30~16:30	労働契約法第 18 条「無期転換ルール」、「有期雇用特措法」に関する疑問点やトラブル（雇止め、無期転換申込み拒否等）について来庁されての相談、及び、電話相談が出来ます。
各労働基準監督署 総合労働相談コーナー	開庁日 9:30~16:30	